

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第12の2節 メキシコ税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等</u></p> <p>(メキシコ協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p>8の7-1 <u>法第8条の7第1項から第3項((メキシコ協定に基づく関税割当制度))及び第8条の8((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2-1(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)から9の2-4(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。)第3条第1項((証明書の提出))」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成17年政令第35号。以下この節及び関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の9-1において「メキシコ協定割当政令」という。)第2条第1項((関税割当証明書の提出))」と、「割当政令」とあるのは「メキシコ協定割当政令」と、「第2条第3項((証明書の発給))」とあるのは「第1条第9項((関税割当証明書の発給))」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第3条第2項((輸入申告者))」とあるのは「第2条第2項((輸入申告者))」と、「第2条第4項((証明書の有効期間))」とあるのは「第1条第10項((関税割当証明書の有効期間))」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「メキシコ協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書((証明書の提出の猶予))」とあるのは「第2条第1項ただし書((関税割当証明書の提出の猶予))」と、「関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000)」とあるのは「メキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000-2)」と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするものうち、メキシコ協定割当政令別表第2第1項若しくは第2項又は同令別表第3第1項に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際にメキシコ協定割当政令第1条第9項((関税割当証明書の発給))に規定する関税割当証明書(当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。)の提示を求める。</p> <p>(更正等が行われた場合のメキシコ税率の適用等)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>8の7-2 法第8条の7第4項((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定による関税の譲許の適用については、前記8の4-1(特定特恵鉱工業産品等に係る限度額等の管理等)のなお書及び8の4-2(特恵関税の適用停止の際の取扱い)の(4)の規定を準用する。この場合において、「特恵関税」とあるのは「メキシコ税率」と、「特恵対象物品」とあるのは「メキシコ協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品」と、「法第8条の4第1項」とあるのは「法第8条の7第4項」と、「原産地証明書等」とあるのは「メキシコ協定原産地証明書等」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>(軽減税率等の適用手続)</p> <p>8の9-1 法第8条の9((軽減税率等の適用手続))の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1) 令第63条第1項((軽減税率等の適用についての手続))に規定する書面は、「軽減税率等適用明細書」(T-1670)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4(特例申告を除く納税申告の方法)参照))を輸入(納税)申告書(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書。以下この項において同じ。)に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通(事後確認用)を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>(2) 令第62条第1項第8号((丸粒とうもろこし))に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第62条第1項第9号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあつては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(4) 令第62条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))及び同項第20号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品については、それぞれ令第63条第2項((農林水産大臣の証明書の提出))及び((農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書の提出))の規定により、上記(1)の証</p>	<p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>(軽減税率等の適用手続)</p> <p>8の7-1 法第8条の7((軽減税率等の適用手続))の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1) 令第63条第1項((軽減税率等の適用についての手続))に規定する書面は、「軽減税率等適用明細書」(T-1670)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4(特例申告を除く納税申告の方法)参照))を輸入(納税)申告書(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書。以下この項において同じ。)に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通(事後確認用)を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>(2) 令第62条第8号((丸粒とうもろこし))に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第62条第9号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあつては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(4) 令第62条第1号((学校等給食用脱脂粉乳))及び第20号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品については、それぞれ令第63条第2項((農林水産大臣の証明書の提出))及び((農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書の提出))の規定により、上記(1)の証明書に当該</p>

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>明書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。</p> <p>(5) <u>軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者</u>（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告者（関税法第7条の2第1項（申告の特例））に規定する特例輸入者をいう。）は、令第63条第3項（航空機部分品等に関する規定の準用）において準用する令第8条第2項（輸入申告者の限定））の規定により、当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、<u>令第62条第1項第1号</u>に掲げる物品については、その配分を行う者を、<u>同項第2号</u>（配合飼料製造用脱脂粉乳）、第3号（配合飼料製造用ホエイ等）及び第10号（でん粉糖等製造用でん粉）に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、<u>同項第8号</u>に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、<u>同項第20号</u>に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。</p> <p>(6) 上記(1)の明細書が、<u>令第62条第1項</u>（軽減税率の適用について手続を要する物品の指定）に掲げる物品のうち「<u>関税割当制度に関する政令</u>」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第2条第3項（<u>関税割当証明書の発給</u>）の規定に基づき発給された<u>関税割当証明書</u>を、<u>令第62条第2項</u>（<u>譲許の便益の適用について手続を要する物品の指定</u>）に規定する物品であるときは、<u>メキシコ協定割当政令第1条第9項</u>（<u>関税割当証明書の発給</u>）の規定に基づき発給された<u>関税割当証明書</u>を当該明細書に添付して提出させるものとする。</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p><u>8の9-2 令第62条第1項第1号</u>（学校等給食用脱脂粉乳）に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>（配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義）</p> <p><u>8の9-3 令第62条第1項第2号</u>（配合飼料用脱脂粉乳）及び<u>第3号</u>（配合飼料用ホエイ等）に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。</p> <p>令第1条（<u>配合飼料等の指定</u>）及び令第69条第2項（<u>配合飼料</u>）において規定する「<u>飼料以外の用途に適さないもの</u>」の取扱いについては、定率法基本通達13-10（（<u>飼料以外の用途に適さないもの</u>）の意義）の規定を準用する。</p> <p>（乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義）</p>	<p>物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。</p> <p>(5) <u>軽減税率の適用を受けようとする物品の輸入申告者</u>（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告者（関税法第7条の2第1項（申告の特例））に規定する特例輸入者をいう。）は、令第63条第3項（航空機部分品等に関する規定の準用）において準用する令第8条第2項（輸入申告者の限定））の規定により、当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、<u>令第62条第1号</u>に掲げる物品については、その配分を行う者を、<u>令第62条第2号</u>（配合飼料製造用脱脂粉乳）、第3号（配合飼料製造用ホエイ等）及び第10号（でん粉糖等製造用でん粉）に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、<u>令第62条第8号</u>に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、<u>令第62条第20号</u>に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。</p> <p>(6) 上記(1)の明細書が、<u>令第62条</u>（<u>軽減税率の適用について手続を要する物品の指定</u>）に掲げる物品のうち「<u>関税割当制度に関する政令</u>」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第2条第3項（<u>関税割当証明書の発給</u>）の規定に基づき発給された<u>関税割当証明書</u>を当該明細書に添付して提出させるものとする。</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p><u>8の7-2 令第62条第1号</u>（学校等給食用脱脂粉乳）に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>（配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義）</p> <p><u>8の7-3 令第62条第2号</u>（配合飼料用脱脂粉乳）及び<u>同条第3号</u>（配合飼料用ホエイ等）に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。</p> <p>令第1条（<u>配合飼料等の指定</u>）及び令第69条第2項（<u>配合飼料</u>）において規定する「<u>飼料以外の用途に適さないもの</u>」の取扱いについては、定率法基本通達13-10（（<u>飼料以外の用途に適さないもの</u>）の意義）の規定を準用する。</p> <p>（乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義）</p>

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>8の9-4 令第62条第1項第4号((乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等))に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児への正常な栄養補給を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p> <p>(コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-5 令第62条第1項第8号((丸粒とうもろこし))及び第9号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第8条の9第1項((軽減税率の適用手続))に規定する「特定の用途」とは、当該貨物の輸入者が当該貨物を、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用すること及び令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する、粉碎その他の加工をしていないとうもろこしで他の物品を加えてないもののうち、飼料用に供するため飼料用に供する場所に運送されるもの(以下、本節において「丸粒とうもろこし」という。)とすることをいう。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-6 令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(8) (省略)</p> <p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-7 令第62条第1項第10号((でん粉糖等の製造に使用するでん粉))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (省略)</p> <p>(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い)</p> <p>8の9-8 軽減税率の適用を受けた令第62条第1項第14号((石油化学製品製造用原油))に掲げる原油、第15号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、第16号((石油化学製品製造用灯</p>	<p>8の7-4 令第62条第4号((乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等))に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児への正常な栄養補給を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p> <p>(コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の7-5 令第62条第8号((丸粒とうもろこし))及び同第9号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第8条の7((軽減税率の適用手続))に規定する「特定の用途」とは、当該貨物の輸入者が当該貨物を、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用すること及び令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する、粉碎その他の加工をしていないとうもろこしで他の物品を加えてないもののうち、飼料用に供するため飼料用に供する場所に運送されるもの(以下、本節において「丸粒とうもろこし」という。)とすることをいう。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の7-6 令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(8) (同左)</p> <p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の7-7 令第62条第10号((でん粉糖等の製造に使用するでん粉))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (同左)</p> <p>(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い)</p> <p>8の7-8 軽減税率の適用を受けた令第62条第14号((石油化学製品製造用原油))に掲げる原油、同条第15号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、同条第16号((石油化学製品製造用</p>

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>油))に掲げる灯油又は第 17 号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油(以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。)及びその他の原油、揮発油、灯油又は軽油(以下本項において「その他の揮発油等」という。)に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(石油化学製品等製造用揮発油等について「製造用に使用するもの」の意義)</p> <p>8 の 9 - 9 令第 62 条第 1 項第 15 号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油及び第 16 号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油並びに第 17 号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油について、法の別表第 1 第 2710.11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される(外熱方式)揮発油も含まれる。</p> <p>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8 の 9 - 10 令第 62 条第 1 項第 20 号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油(以下本項において「農林漁業用重油等」という。)に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第 63 条第 14 項((農林漁業用重油等に関する帳簿の備付け))及び同条第 15 項((農林漁業用重油等に関する業務の報告))の規定の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、<u>後記 8 の 9 - 11 の(6) (軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</u>に定めるところによる。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>8 の 9 - 11 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第 63 条((軽減税率等の適用についての手続等))の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、同条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) 令第 62 条第 1 項第 6 号((コーンスターチ製造用とうもろこし))に掲げる物品については、「コ</p>	<p>灯油))に掲げる灯油又は同条第 17 号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油(以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。)及びその他の原油、揮発油、灯油又は軽油(以下本項において「その他の揮発油等」という。)に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(石油化学製品等製造用揮発油等について「製造用に使用するもの」の意義)</p> <p>8 の 7 - 9 令第 62 条第 15 号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油及び同条第 16 号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油並びに同条第 17 号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油について、法の別表第 1 第 2710.11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される(外熱方式)揮発油も含まれる。</p> <p>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8 の 7 - 10 令第 62 条第 20 号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油(以下本項において「農林漁業用重油等」という。)に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第 63 条第 14 項((農林漁業用重油等に関する帳簿の備付け))及び同条第 15 項((農林漁業用重油等に関する業務の報告))の規定の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、<u>後記 8 の 7 - 11(6) (軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</u>に定めるところによる。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>8 の 7 - 11 軽減税率の適用を受けた貨物について、令第 63 条((軽減税率の適用についての手続等))の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、同条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) 令第 62 条第 6 号((コーンスターチ製造用とうもろこし))に掲げる物品については、「コーン</p>

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>ーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P -8010)</p> <p>(2) 令第 62 条第 1 項第 8 号 ((丸粒とうもろこし)) に掲げる物品については、「丸粒とうもろこしに関する帳簿」(P -8014) 及び「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P -8013)</p> <p>(3) 令第 62 条第 1 項第 9 号 ((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし)) に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用のものについては、「コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P -8015)</p> <p>(4) 令第 62 条第 1 項第 11 号 ((糖みつ)) に掲げる物品については、「軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿」(P -8020)</p> <p>(5) 令第 62 条第 1 項第 20 号 ((農林漁業用重油及び粗油)) に掲げる物品については、「農林漁業用無税重油等受払台帳」(P -8040)</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までに該当する物品以外の物品については、「<u>軽減税率等適用物品に関する帳簿</u>」(P - 8050)</p> <p>(石油化学製品製造用原油に係る使用状況の報告書)</p> <p><u>8 の 9 - 12</u> 令第 63 条第 4 項 ((軽減税率の適用手続)) において準用する令第 10 条 ((使用状況の報告)) の規定に基づき、令第 62 条第 1 項第 14 号 ((石油化学製品製造用原油)) に掲げる石油又は厩青油 (以下本項において「石油化学製品製造用原油」という。) を石油化学製品の製造に使用した者に対して、以下により報告を求めるものとする。</p> <p>なお、当該報告書の提出を受けた税関は、事務の参考として 1 月分の報告書を取りまとめ、翌月中に本省 (関税局関税課) へ報告する。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告)</p> <p><u>8 の 9 - 13</u> 令第 63 条第 8 項 ((業務に関する報告)) の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p><u>8 の 9 - 14</u> 令第 63 条第 4 項 ((帳簿等の備付け及び使用状況の報告の規定の準用)) において準用する同令第 10 条 ((使用状況の報告)) の規定によるコーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月 15 日までに「コーンスターチ製造用無税とうも</p>	<p>スターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P -8010)</p> <p>(2) 令第 62 条第 8 号 ((丸粒とうもろこし)) に掲げる物品については、「丸粒とうもろこしに関する帳簿」(P -8014) 及び「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P -8013)</p> <p>(3) 令第 62 条第 9 号 ((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし)) に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用のものについては、「コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P -8015)</p> <p>(4) 令第 62 条第 11 号 ((糖みつ)) に掲げる物品については、「軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿」(P -8020)</p> <p>(5) 令第 62 条第 20 号 ((農林漁業用重油及び粗油)) に掲げる物品については、「農林漁業用無税重油等受払台帳」(P -8040)</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までに該当する物品以外の物品については、「<u>軽減税率適用物品に関する帳簿</u>」(P - 8050)</p> <p>(石油化学製品製造用原油に係る使用状況の報告書)</p> <p><u>8 の 7 - 12</u> 令第 63 条第 4 項 ((軽減税率の適用手続)) において準用する令第 10 条 ((使用状況の報告)) の規定に基づき、令第 62 条第 14 号 ((石油化学製品製造用原油)) に掲げる石油又は厩青油 (以下本項において「石油化学製品製造用原油」という。) を石油化学製品の製造に使用した者に対して、以下により報告を求めるものとする。</p> <p>なお、当該報告書の提出を受けた税関は、事務の参考として 1 月分の報告書を取りまとめ、翌月中に本省 (関税局関税課) へ報告する。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告)</p> <p><u>8 の 7 - 13</u> 令第 63 条第 8 項 ((業務に関する報告)) の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p><u>8 の 7 - 14</u> 令第 63 条第 4 項 ((帳簿等の備付け及び使用状況の報告の規定の準用)) において準用する同令第 10 条 ((使用状況の報告)) の規定によるコーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月 15 日までに「コーンスターチ製造用無税とうも</p>

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>ろこしに関する帳簿」(税関様式 P - 8010)又はこれに代わる帳簿の写し 1 通をコーンスターチ製造業者から当該製造用の製造工場の所在地を所轄する税関(事後確認担当)へ提出させることにより行わせる。</p> <p>(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p><u>8 の 9 - 15</u> 令第 63 条第 11 項((使用状況の報告))の規定に基づき、丸粒とうもろこしの輸入者に対して、「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P - 8013)により、毎月分の引渡の実績(前月棚卸しの翌日から当月の棚卸しまでの期間)について翌月 10 日までに 1 通を輸入地を所轄する税関(事後確認担当)へ提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 用途外使用等の制限</p> <p>(用途外使用等に該当しない場合)</p> <p>9 - 1 次に掲げる場合は、<u>法第 9 条</u>((用途外使用等の制限))に規定する「<u>その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡</u>」すること(以下本節において「用途外使用等」という。)に該当しないものとして取扱う。ただし、下記(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」(T - 1285) 1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。</p> <p>(1) 法の規定による関税の免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた物品(以下本節において「減免税を受けた物品」という。)を、不良品等の理由による返送等のために再輸出する場合</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(5) <u>法第 8 条の 9 第 1 項</u>((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第 62 条第 1 項第 1 号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であつても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、法第 9 条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ~ヘ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>ろこしに関する帳簿」(税関様式 P - 8010)又はこれに代わる帳簿の写し 1 通をコーンスターチ製造業者から当該製造用の製造工場の所在地を所轄する税関(事後確認担当)へ提出させることにより行わせる。</p> <p>(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告)</p> <p><u>8 の 7 - 15</u> 令第 63 条第 11 項((使用状況の報告))の規定に基づき、丸粒とうもろこしの輸入者に対して、「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P - 8013)により、毎月分の引渡の実績(前月棚卸しの翌日から当月の棚卸しまでの期間)について翌月 10 日までに 1 通を輸入地を所轄する税関(事後確認担当)へ提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 用途外使用等の制限</p> <p>(用途外使用等に該当しない場合)</p> <p>9 - 1 次に掲げる場合は、<u>法第 9 条第 1 項</u>((用途外使用等の制限))に規定する「<u>その軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡</u>」すること(以下本節において「用途外使用等」という。)に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」(T - 1285) 1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。</p> <p>(1) 法の規定による関税の<u>軽減若しくは免除</u>を受け、又は軽減税率の適用を受けた物品(以下本節において「減免税を受けた物品」という。)を、不良品等の理由による返送等のために再輸出する場合</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(2)~(4) (同左)</p> <p>(5) <u>法第 8 条の 7</u>((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第 62 条第 1 号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であつても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、法第 9 条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ~ヘ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p>

関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>(用途外使用等の承認)</p> <p>9 - 2 法第9条ただし書((やむを得ない場合の用途外使用等の承認))に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 法第8条の9第1項((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第62条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品であつて、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p>ハ 法第8条の9第1項に規定する軽減税率の適用を受けた令第62条第1項第20号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(用途外使用等の承認)</p> <p>9 - 2 法第9条第1項ただし書((やむを得ない場合の用途外使用等の承認))に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 法第8条の7((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第62条第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品であつて、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p>ハ 法第8条の7に規定する軽減税率の適用を受けた令第62条第20号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>